

# 少年事件 Q&A

**【テーマ】** 少年に面会し話を聞いたところ、他に共犯者がいることが判明した。どのような点に留意すべきか。

## 【解説】

### ●少年事件における共犯事件の特色

利害関係が絡んで共犯となる場合が多い成人の共犯事件に対し、少年の共犯事件は、非行仲間同士の絆、連帯感といった感情的・情緒的なつながりが原因で共犯となる場合が多く見られる。それは、非行少年には、家庭や職場・学校といった環境の中では疎外感を持つ子が多く、少年達は共感を持って連帯しあえる仲間を求める傾向があるからである。この情緒的要素の強い共犯関係は、後述のように要保護性の解消の上でも悩ましい問題を生じる場合がある。

### ●共犯事件における留意点

#### ①他の共犯少年の付添人との連携

受任した少年事件が共犯事件の場合には、少年に対する通常の付添人活動に加え、他にどのような共犯少年がいるのか、共犯少年の付添人選任の有無、共犯少年間の関係や役割分担の実態等を把握する必要がある。まず、他の共犯少年に関する付添人の有無・連絡先は、所轄警察か担当検察官に問い合わせる。そして、付添人が選任されている場合、その付添人と連絡を取って協力体制を作ることが考えられる。たとえば、記録の謄写が必要な場合の分担、他の共犯少年の供述内容の確認などを行なうほか、示談交渉や被害弁償の方法等についても事前に協議する。

#### ②他の共犯少年に付添人がいない場合

他の共犯少年に付添人が選任されていないと、上記のような連携を持ってないという点で付添人活動に困難を伴うことになる。そこで、できる限り他の共犯少年にも付添人が選任されるよう働きかけるのがよい。たとえば、他の共犯少年自身や保護

者に、付添人活動の意味・重要性の説明、弁護士報酬の扶助制度の説明などを行ない、当番弁護士センターを紹介するなどである。

#### ③示談交渉の方法

示談の成否・被害弁償・宥恕の有無等が量刑に直接の影響を及ぼす成人の場合と異なり、少年事件の場合には、これらは少年の保護処分の結論を直ちに左右するものではない。しかしながら、被害者救済の点からも、少年の反省の契機という意味で要保護性の点からも、可能な限り行なうのが望ましい。ただ、共犯事件の場合、共犯少年間の関係や付添人選任の有無にばらつきがあって関係者の足並みが揃わない場合、公平上どのような方法で被害弁償を行なうかは難しい問題である。他の共犯少年に付添人が選任されている場合は、付添人間で協議し、共同で示談交渉を行なう。

#### ④要保護性・環境調整

共犯事件で、少年が他の共犯少年との不良交遊関係を絶てないと述べた場合、どのように要保護性を解消していくかは悩ましい。孤独な非行少年にとって、共犯少年は、保護者よりはるかに信頼を寄せる存在である場合もあるだろう。しかし、観護措置期間中に、何度も保護者や付添人が面会に通って少年と向き合うことで、少年が周りの大人への信頼を取り戻していくという例もある。付添人としては、少年が共犯少年との交遊関係をなぜ絶ちきれない人間関係と思うのか、今まで共犯少年との関係が本人にもたらした結果はどんなものだったか、将来のために本当に必要な環境とはどんなものかを少年に問いかけ、時間をかけて話し合う態度が必要であろう。

(子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員  
藤田 晶子)